

信用格付業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ . 監督上の評価項目と諸手続</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3 諸手続</p> <p>Ⅲ－3－1 登録</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録の拒否</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する<u>異議申立て</u>及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式Ⅲ－3による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第66条の30各項のうちの該当する項（同条第1項各号に該当する場合にあっては、該当する号）、又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>Ⅲ . 監督上の評価項目と諸手続</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3 諸手続</p> <p>Ⅲ－3－1 登録</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 登録の拒否（<u>総合指針「Ⅱ－5－6 行政手続法等との関係等」参照</u>）</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する<u>審査請求</u>及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ－3による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>② 登録拒否通知書には、<u>拒否の理由及び拒否の理由</u>に該当する金商法第66条の30各項のうちの該当する項（同条第1項各号に該当する場合にあっては、該当する号）、又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(以下略)</p>

信用格付業者向けの監督指針（新旧対照表）

(別紙様式Ⅲ－3)

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

(商号)
(代表者の氏名) 殿

金融庁長官 印

信用格付業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった信用格付業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第66条の48において準用する同法第57条第3項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

(別紙様式Ⅲ－3)

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

(商号)
(代表者の氏名) 殿

金融庁長官 印

信用格付業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった信用格付業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第66条の48において準用する同法第57条第3項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由